

第四十六回
国会

参議院地方行政委員会會議録第二十九号

昭和三十九年五月七日(木曜日)

午前十四時四十分開会

委員の異動

四月二十八日

補欠選任

高橋 衛君 上林 忠次君

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君

理事

石谷 憲男君
西田 信一君
松本 賢一君

委員

井川 伊平君
熊谷太三郎君
沢田 一精君
館 哲二君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
市川 房枝君

政府委員

農林政務次官 松野 孝一君
自治省行政局長 佐久間 颯君

事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員

説明員

農林省農地局参事官 永田 正重君
農林省農地局調査官 大場 敏彦君

本日の会議に付した案件

○大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

初めに、大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案を議題といたします。

前回に続き質疑を行ないます。御質疑のある方は御発言願います。

○鈴木壽君 この前の委員会でも若干お尋ねをしたわけでありましたが、最初に自治省のほうに二、三お尋ねをいたします。新しい村ができて職務執行者が任命される、こういうことになっておるわけでありまして、「職務執行者の任期は、二年とする」というふうなことに書いてあるわけですが、まず最初に、かりにこの法案が通った場合、いよいよ新しく村を設置するということが、いまのところでは、いつごろになるというふうにお考えですか。

○政府委員(佐久間颯君) この法案が成立いたしますれば、今年度上半期中には新村を設置するように運びたいと考えております。

○鈴木壽君 そこで、「職務執行者の任期は、二年とする」とありますが、この「二年とする」ということは、さらに任期は更新されて、また二年というふうなことを予想しておられるのですか。あるいは二年でもう終わりますか。

こういうことなんでしょうか。その点はどうですか。

○政府委員(佐久間颯君) 法律上は、二年たちましてなお選挙を執行する状況になりません場合におきましては、引き続き新しい職務執行者を任命いたすというようにいたしております。八郎潟の場合に実際上どうなるかということとは、干渉及び入植の状況に依りまして判断をいたしたいと考えております。

○鈴木壽君 そうしますと、任期の更新と申しますか、その問題は新村における選挙の「自治大臣が指定する日」、こういうことに関連をしてくると思うのでありますが、いまお話しありましたように、二年たつてもなお選挙が行なわれないということは、この場合では、自治大臣が選挙の日を指定しないということだと思っておりますが、いま当面対象になっております八郎潟の干渉による新村の場合、いまのお見通しとしては、自治大臣の指定する日という選挙の日というものを、一体いつごろというふうにお考えになっておられるか、その点をひとつはっきりさせていたいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐久間颯君) 八郎潟の今後の進捗の状況でございますが、先般農林省からも御説明がございましたが、四十一年の春で干渉が完了する、四十二年から入植を開始する、四十七年ごろに入植を完了する、こういうお話でございます。私どももいたしましては、入植が開始をされまして第一回の入植者が大体ここに落ちつきましたならば、なるべく早く選挙を執行することにしたしたい。したがって、四十二年度中には設置選挙を行なうというようにいたしたいと考えております。

○鈴木壽君 農林省のほうにお尋ねをしますが、干渉ができて、入植の実際に行ける時期というものは、これはこの前、永田参事官から一応お話があったわけでありまして、四十二年度で初めて配分された耕地で経営を始める、こういうふうな話が出ていたと思いますが、こういうふうなお話が出ていたが、まず最初に、現時点における計画なり仕事の進み方等からいたしまして、四十二年度でそういうふうにはっきり入植ができるのだというふうになっておられるかどうか、その点をひとつはっきりさせていたいただきたい。

○政府委員(松野孝一君) 八郎潟の中央干拓地は、現在まですでに堤防の構築を終わりました。それから南北の両排水機場を完成し、昨年の十一月から内部の排水を開始しているものであります。三十九年度中にはおよそ六千ヘクタールを干渉できる見込みであります。昭和四十年年度中には残り全部を干渉する予定でございます。

そうして、ただいまのお尋ねの点でございますが、その後三十九年度からは内部工事といたしまして、しゅんせつ船による排水路の工事をはじめとする用水路、道路等の工事に取掛かかることになって、昭和四十年年度までには

中央干拓地の基本工事は全部完了したという考えでございます。そして三十九年度にはいよいよ内部に対する入植の前提として、内部の事業実施計画を作成することにいたしております。

そして四十年度においても、やはり内部のいわゆる排水路とか用水路とか道路とかの工事を、新農村建設事業団というふうな事業団を新設して、それによって内部工事を進めてまいりまして、そしてやはり四十年度から入植者に対する指導員の養成をする、そして内部のいわゆる農地の整備事業、開墾を進めてまいりまして、いよいよ四十年度におきまして三百四十名の入植をいたすことにいたしております。そして入植者住宅の建設も同時に行なひまして、四十二年度からは実際に入植者が営農ができる、耕作ができるという段階に進める予定でございます。その後毎年数をふやしてまいりまして、大体六百人から六百五十人あるいは五百五十人とか、その整地された地区の大小によつて違ひますけれども、毎年六百人程度ふやしていきまして、四十六年には全部入植させるといふような方針であります。

○鈴木壽君 そうしますと、実は私こういうことをお聞きしておるのは、職務執行者の任期なり、あるいはその後に行なわれるであろう選挙ですね、こういうものを一体どういう時点で行なわれるのか、こういうことがやはり大きな問題だと思ひますので、そういうこ

とを、将来のことにつきましては、いろいろ多少の変更等もあるかもしれませんが、せんけれども、現在の時点において予想し、あるいは計画されておる、そういうものを、やはり明らかにしておき、必要があると、こういう意味でお尋ねをしておるのでありますが、四十一年度で、いまの政務次官のお話でございますと、三百四十名の入植がある、四十一年度ではいよいよ本格的な営農耕作をするのだ、そして四十一年度からは六百名前後毎年入植して、四十六年度ではこれを完了するようにする計画であると、こういうお話であります。が、四十一年度で入る三百四十名の入植、これはいよいよ、入植者として、定着する人として取り扱っていくとすれば、さつき自治省のほうから言われました、あるいはこの前に永田さんから御説明がありました四十一年度からの入植だ、こういうふうな話と多少違う点はどうございましょうか、もう一度はつきりお聞きしたいと思ひます。

○説明員(永田正重君) 最初に入植の年次のことでございますが、ただいま政務次官から三百四十名程度のものは四十一年度に入植するというものであります。これは中を申し上げると、三百四十人、大体営農を実施する戸主になると思ひますけれども、そういう者を四十一年度に入植する。それと並行いたしまして、四十一年度に三百数十戸のものの住宅を建て、それで実際の土地を配分して営農を開始するのは四十一年度からだと、こういうことになりまして、その間、住宅が建ち終わって家族を呼び寄せるといふようなことは四十一年から四十一年に

けて行なわれるということでございますので、三百数十人の者が、まあ完全というところは適当でありますかどうか、家族ぐるみに入植定着が完了するのは四十一年度になってからと、こういう工合に御了解をお願いしたいと思いますのであります。

○鈴木壽君 四十一年度あたりで指導員の訓練と申しますか、養成と申しますか、こういうことをおやりになるというさっきの政務次官のお話でございますが、これと、いまの三百四十名の訓練というところは違うもので、それとも、いわゆる指導員は指導員としての養成をするんだと、それから四十一年度における三百四十名の入植者に対する訓練は、いわゆる指導員としての養成の意味でなしに、入植者としてのいろいろなそれこそ必要な訓練をする、こういうことで一応区別があるものかどうか、その点をひとつ……。

○政府委員(松野孝一君) 私の言うことばが足りなかつたかと思ひますが、これは別個なものであります。いわゆる最初申し上げました指導員の養成というものは、事業団のほうの所管となるもので、大体六、七十名程度のものを考えております。それも最初訓練しておいて、それも利用しながら今度は入植者の訓練をしていく、こういうこととあります。

○鈴木壽君 そうしますと、四十一年度で三百四十名の入植者があり、しかしてそれはまだ本格的な営農を行なうまでは至っておらないので、四十一年度からの本格的な営農に備えて訓練をしていく。いよいよ耕作等を始めるのは四十一年度からになると、こういうふうに理解してよろしいのでございませ

ね。

○政府委員(松野孝一君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 佐久間さんからさつき御説明がありましたように、四十一年度中に本格的な営農を始め、その年に自治大臣は選挙の日を指定をする、こういうことに考えておられる、こういうことでございませうか。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 村の発足が三十九年の上半期中というところでございますが、六月中には発足するというところに予定されておるようでありますが、それだと四十一年の六月で職務執行者の任期は一応切れますね。それからさらに、まあ更新するか、別の人を任命するか、いずれにしても職務執行者がまた任命をされるが、任期二年というところでございますが、そうすると、そういう任期二年というところで任命されるにもかかわらず、しかし実際は四十一年度中に選挙の日を指定するとなれば、任期がこないうちに選挙が行なわれる、こういうことがいまの入植者の入りぐあい並びにいま考えておられる四十一年度中に自治大臣が選挙の日を指定するというようなことからしますと、そういういま私が言ったように考えられるわけですが、この点はどうかでございませうか。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 すでに現在でも若干内部の堤防の上、あるいは付近に定着をして、住居をかまえておる者があるというところを聞いておりますが、これは農林省のほうにお聞きしたほうがいいの

かどうか、その点はどうかでございませうか。

○政府委員(松野孝一君) 現在の時点におきましては、中央干拓地といわれる所には定着していないと思ひます。ただ周辺の干拓地、南部あるいは西部の干拓地には、あるいは増反地でありますから、定着しておるものも少しあります。

○鈴木壽君 まあたいたことではないのですけれども、何かポンプ場がございませうか、北部、南部、大きなポンプ場がございませうか、その付近に住宅をかまえて入っている。新村住民第一号になるんじゃないかというふうな新聞記事、写真なんか載っております。そこで、いわゆる入植者としては、四十一年度から入れる予定だし、実際に入っていくでしょうが、その前に、さつきお話がございました事業団とか、あるいはその他内部の土地の造成なり、いろいろな仕事の面で、その作業に当たる関係の人たちが入る、こういうふうなことが予想されるようでありますが、この点はどうかでございませうか。

○政府委員(松野孝一君) この三十九年度の八郎潟の干拓工事費というものは約五十億円でございまして、その中で内部工事に投ぜられ分は多額の量になつておりますが、六千町歩程度の干拓はできまして、干拓とともに、そこにいわゆる排水、それから道路等の、これは基幹工事のほうですが、国の事業として施行せられることとありますので、工事の関係者は相当数ここに仮住まいしていることを考えております。

○鈴木壽君 これは工事関係者でございませうか、その他永住の目的では入ってこないと思ひますから、お話のように、いわばまあ仮住まいということにならざるを得ないと思ひますが、それにしても、もうことしの六月か七月に、名前はどういうふうになりませうか、村がここに設置されるということであれば、村の住民となることにおいては間違いないと思ひますね。何年おるか、どの程度そこに住んでおるか、これはいま申しましたように、仮住まいということにあるいはなるかもしれないが、いずれにしても、その新村における居住者には違いないと思ひます。この工事関係者の入る予想というふうなものは、いまの段階ではつきまぜんか、どうですか。

○政府委員(松野孝一君) はつきりしたことは申し上げかねますけれども、私どもの予想では、少なくとも数百名が、六千町歩もある大きな所でありまして、内部に仮住まいするのじやないかと思ひます。

○鈴木壽君 そうしますと、これは三十九年度から四十一年度にかけて、少なくとも数百名の者が、いわゆる作業関係者として、永住はしないかもしれぬけれども、入って、そこに一時的といえども定着をする、こういうお見込みだとしますと、これは六千町歩に対して数百名、さら四十一年度では残りの約一万町歩も干拓されてきますから、その工事関係者という者も、また相当これに加わるといふふうなことも、ただいまのところ予想しなければならぬと思ひますが……。

○政府委員(松野孝一君) やはりそういうふうに考えております。

○鈴木壽君 佐久間局長は、そういう永住しないかも知れぬ、いわば作業関係の一次的なものであるかも知れぬが、しかしそこに住居をかまえておるといふ場合に、そういう人たちに對して選挙権を行使させる、あるいはその他新しい村のいろいろなやり方、こういうことに對して、まあいわば発言権を持たせて、住民としての自治権を行使させるというようなことについては、適当であるのか、あるいは適当でないとお考えなのか、その点どうです。

○政府委員(佐久間) たいだいま農林省から御説明のありましたように、正式に入植者の入りますまでの間におきまして、数百人あるいはそれ以上の工事関係者等がそこに居住することになるわけでございます。これらの者につきましては、もちろん一時の仮住まいではございませうけれども、しかも相当長期にわたってそこに住まいするといふ者も相当あると思ひます。したがって、公職選挙法上、そこに住所を持つといふに認められる者も相当あると思ひます。それらの者につきましても選挙権を行使せしめることが当然だと思ひるのでございまして、私もそれらの方々が府県あるいは国の選挙につきましても選挙権を行使するといふことは、当然させなければならぬと考へております。問題は、個々の村の選挙の点になるわけでございまして、やはり村としましてその住民の代表として村長なり村議会議員なりを選挙させますには、本来その村の住民として住みつくといふ人たちが集まってきたらでないと、これはおかしいんじゃないか、かような考へ方をいたしております。村の選挙は、先

ほど申し上げましたような四十二年度中、こういうふうな考へ方をいたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 作業関係者といへども、しかしその村の区域に居をかまえておるといふことにおいては、一次的であるにせよ、村の住民だ、こういうふうな思ひ、したがって、できるだけそういう人たちに選挙権をはじめた村のいろいろな仕事の面にも直接関与させるような形をとることがいいんじゃないかと思ひます。これはしかし将来二年か三年で、あるいはもっと早い機会に他へ移る人々かもしれませぬし、その後定着する人がだんだん年々ふえてまいって、四十六年度までの間に予定された人たちが入ってくる、この人たちは村のほんとうの住民として定着をする人たちである、こういうことからしますと、多少何といひますか、無理なような感じもします。ですが、しかし一般のこういう新しい村でなく、たゞある村へ行つて居を移して、わずか半年か一年の間にその村の選挙が行なわれるとかいうようなことはあり得る、その後何年かたまたまうちに居を別に移す、こういうことがあるとすれば、その人たちは当然選挙権の行使があるわけなんです。ところが、こゝろね、こういう問題をどう処理していいか、ちよつと私も簡単に結論が出ませんけれども、一時的であるにせよ、そこに居をかまえておる人たちに對して、やっぱり何らかの形で選挙権の行使をはじめ、その村のいろいろな仕事、そういうものに参与できる形はいろいろあると思ひますが、そういうことを考へていくことが本来の筋

じゃないだろうかというふうにも思ひます。おとところでは、現実の問題として一歩考へていく場合に、多少むづかしい点もわからなくはないのでございませうけれども、ですから、結論は、できるだけ早い機会に選挙の行なわれる日を自治大臣が指定をするということにならざるを得ないと思ひます。臨時なものだから何年たつてもおまえたち別だといふようなことで、いつまでも選挙の日を指定しないで選挙を行なわせない、あるいは村のいろいろな仕事に関与できない、こういうことでは、私はうまいと思ひます。ですから、その点ひとつ、さきからお尋ねしております選挙の期日の問題ですが、指定をする日の問題については、これはもうできるだけ早いということに基本に考へるべきだと思ひますが、その点いかがです。

○政府委員(佐久間) その点は全く先生のおっしゃいますとおり私も考へております。

○鈴木壽君 農林省のほうへお聞きしますが、事業団、これはまだ充足はしていませんが、来年度から事業団でいろいろな仕事をしたい、こういうことになつておるようでありまして、これは既定の事実として考へていっていいことなんでございませうか。それともまだはっきりそこまでのことについての結論がいていないという段階なのか、その点はいかがでございませうか。

○政府委員(松野孝一) 既定の事実と申しますか、大蔵省とも三十九年度の予算の折衝のとき了解を得ておることでございませう。その準備作業として

○鈴木壽君 その事業団で行なう仕事、先ほど政務次官からお答えいただいたことに若干含まれておりました。たとえば水利の問題あるいは土地改良といふことは、区画整理みたいな、いろいろなそういう仕事、道路とか橋梁とか、そういうこと、そのほかには、いわば農業関係、農業関係の仕事のほかに、村の施設として必要な、たとえば役場とか学校とか、こういうものにもわたるやに聞いておりますが、その点はいかがでございませうか。

○政府委員(松野孝一) 御指摘のとおりでありまして、政府がやる仕事は基幹的な事業にとどまつておるのでありまして、従来は、開拓地においては入植者が入って、その入植者に助成をしまして、たとえば開墾とかあるいは小用排水路とか農道の建設をやらせると、また入植者住宅あるいはまた学校などもやつておりました。それから医療施設あるいは公園緑地とか、それから公共団体の庁舎とか、そういうものも今日まで助成してまいつたわけでありまして、こういう大規模の干拓のあとに入植に先行してやつていかなければいかぬ関係がありますので、四十年

度からいま申し上げました新農村建設事業団——どういふ名前になりますか——まだ確定していませんけれども、そういうような事業団をつくつて、そのうちに入植者が当然農業の上で必要な土地の開墾とか整地とか小用排水路、農道、それはもちろんのこと、それから入植者の住宅等は当然でありまして、そのほかにおきまして、いわゆる

公共的性質のもの、村ができれば当然村に移管すべき性質のもの、公共団体の庁舎とか警察とか消防等の公用施設とか、下水道、道路舗装、公園緑地、それから通信、電気、文教施設、医療施設、そういう生活環境整備等の建設も事業団が行なうことにいたしております。そのほか、さらに農業において必要な、たとえば肥料の貯蔵庫とか、あるいはそういう共同利用の施設といふような種類のものも事業団がやつていく、そしてその入植者のほうに将来渡すようにしたい、こういう考へをもつて総合的に新農村建設と、それから模範的な農村、いわゆる営農といふのを一括して先行的に進めていきたい、こういう考へを持っております。

○鈴木壽君 そうしますと、この事業団の性格というものは、もちろん中心の任務は農業関係のいろいろな施設なり必要な基盤の整備なり、そういうものだと思うんですが、なお、いわゆる生活環境の整備といふような問題、庁舎等問題になりますと、当然村で行なうべきもの、そういうものもあわせて事業団で行なうということになると思ひます。これは、これは国の一つの機関という、これは少し当たらないと思ひますが、それになるのか、あるいは地方団体の一つの事業をするための団体、こういうふうになるのか、そこら辺はどういうことになりますか。それから、もし国のものだとすると、国がそういうことを一切やるんだといふたら、当然村が行なわなければならないそういう仕事を、そういうものはあるのかどうか、こ

いうものをどのように考えられておるのか。いま申しました経費の問題は、いまの時点でどのくらい金がかかるから、どれだけ国が持ち、どれだけ村が持つんだということまでのこまかい数字を私は聞くんじゃなくて、しかし、当然自治体で行なうべきそういう仕事を事業団が肩がわりしてやるというかっこうになるんでございましょうから、そこら辺のことを、もし考え方として固まっておりますようでしたら、ひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(大場敏彦君) ただいま事業団構想として私どもが事務的に検討しております構想を申し上げます。先生がおっしゃいましたように、農業関係の事業のほか、公共施設、あるいは公用施設、その他生活環境施設の事業をも農業関係の事業とあわせて事業団的な機関で一体的に入植に先行して実施したい、こういうような構想を持っております。その場合に、たとえば学校とか、あるいは村役場とか、そういったものは、本来的には地方公共団体が行なう責任になっているわけでありまして、こういう事務を、新村と申しまして、これはあくまで財政、それから実際のな仕事をし得る能力、そういった点が、当初はやはり欠除している点が多いと思ひますので、事業団が計画的に、一体的に、そういう事業をできるだけ入植に先行的に実施いたしまして、工事完了後は、事業団としては、公共施設につきましては、つまり村が本来的に管理すべきものにつきましては管理はしない、村に移す、こういうかっこうで、将来は、でき上がった後は、地方公共

団体が管理する、こういうような方式を考えているわけでございます。その場合に、必要な金といたしましては、国からの財政投融資あるいは助成、施設によつていろいろ助成のしかたは違ふかと思ひますけれども、助成並びに財政投融資をもつて建設を行なつて、そしてできる上る、造成する、いわば俗にいう建て売りの形を考へてゐるわけでございます。

○鈴木壽君 仕事の内容、事業団のやる仕事のことにつきましてはわかりました、その場合、公共施設、生活環境施設は当然自治体が行なうべき仕事、こういうものも肩がわりしてやつて、あとで建て売りのかっこうでやつののだが、それは学校なら学校に一億かかれば一億、役場の庁舎は一千万円でできるか二千万円でできるかわかりませんが、一千万円なら一千万円、それからその他医療施設なり消防関係の施設なり、いろいろあると思うのですが、そういうものはあるとから村へこれは渡す。その場合、金のこととは一体どうなるか、やはり金を取つてやるということなんですか、そこら辺……

○説明員(大場敏彦君) 事業団が、先ほど申し上げましたように、公共的なものは公用施設、そういうものの建設だけはやりまして、建設後の管理は、管理主体にゆだねる、こういうような構想を考へてゐるわけでございます。その場合に、事業団が各施設の建設に必要な資金といたしましては、国からの助成並びに財政投融資をもつて事業団が先行的に行なう、そのあとから村なり、それぞれの施設に従つて管理主体が違ふと思ひますけれども、その管理主体に移行する、管理主体からの資

金の回収につきましては、これはまだはっきり確定してはおりませんけれども、年賦だとかいうような形で、逐次事業団に償還するといふような構想を考へてゐるわけでありまして、

○鈴木壽君 公共施設、村に必要な当然行なうべき、あるいは当然つくるべき施設等、生活環境の整備のためのそういうものは、もともとはこれは村がやればよいわけですが、ただ、何と申しますか、農業関係の仕事といつても、たとえば道路一本にしても、いろいろ関連があるものですから、総合的に前もって計画をし、その計画に従つて、どこかで一括して仕事をするということも考へられるわけですが、しかし、もともとはやはり新村、これはできたばかりで、一休金はどうするのか、いろいろむずかしい問題がありまうけれども、しかし、村がやるべきだと、そうすると、将来事業団がどういふものになるのか実ははっきりしません段階で立ち入つたことを聞いても、あるいはおかしいことになるかも知れませんが、そこら辺のことを、やはりもっときちっとしておかないと、かりに建て売りの考え方だと言つても、道路のやつを一体どうするのか、橋梁といふものを一体どういふように考へていくのか、非常にこれはめんどうな問題があつて、したがつて、あとで年賦で取つても、なかなかやこしい問題が出てくると思ひます。まあしかし、きょうはこれは主題でございせんから、まだ未確定のといひますか、充足しないことについてとか言つてもはじまらぬと思ひますからやめますが、これは、やはり初めからその仕事にかか

る前に、それを村との間にどうするのだという、きちつとしたことをきめておかないと困ることになるのじゃないかと思ひますから、私は、むしろ原則としてはその土地の基盤のいろいろそういうものについてはもちろん事業団でやるのだが、しかしそういう公的な公共施設なり、あるいは生活環境の整備というふうなものには村がやるのだ、ただその原則をはつきりしておいて、ただ、仕事は事業団に委託といひますか、そういうふうなものでやるといふような、何かそういう筋を一本通しておかないと、これはあとで困ることが起こりほしくないかという心配があるものですから、その点だけを申し上げて、その点はあと終わりたいと思ひます。

それから自治省のほうにお聞きしますが、第六条です。第六条の「条例の特例」のところでございます。「新村は、新村の設置による議会の議員の一般選挙が行なわれ、当該議会が成立するまでの間においては、地方自治法第九十六条の規定にかかわらず、当該議会の議決に代えて都道府県知事の承認を得て、条例を設け、又は改廃することとができる。」とある。「新村は、」とこ

う言つても、住民は多少おつても、この場合、村のいろいろな仕事の進め方、運営等からしてやはり条例なりそういうものは設けなければならぬと思ひますが、その場合に、新村といつても、これははつきりしたのは職務執行者及び吏員ということになり、住民は一切そういうことにはノータッチだといふことになると思ひますが、その場合に、職務執行者が条例の案をつくつて、そして知事の承認を得て条例を設

ける。あるいは改廃をするのだ、こういうことではございせんか。その点が一つ、それからその場合に、知事の承認を得なければならぬといふこと、それについてひとつ御説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(佐久間彌君) 新村の条例をつくりまう場合の手続につきましては、先ほど仰せになりましたとおりで、先ほども申し上げた通りで、ましては、当初議会がございせんので、しかし、職務執行者に条例の制定を先行させるということは、これは民主的な方法と申されまうので、そこで都道府県知事の承認を得させるといふことにいたしましたわけでございまして、しかもその条例の内容が、地方税の賦課徴収等、住民の権利義務に深い関係を持ちまうものにつきましては、知事はさらに都道府県議会の同意を得なければいけないといふことにいたしましたわけでございまして、本来でございまして、その村の住民から選挙されまうた長と村議会が行なうべき行為を、それらにございせんので、さらに広い範囲の住民から選ばれた知事と、県議会ではございまして、それに代行させよう、そういうふうな考え方で立案をいたしましたわけでございまして。

○鈴木壽君 これは新しい村をつくつて、住民にはまだ村の選挙についての選挙権もないのだ、こういう場合でしようから、その場合に、職務執行者だけの考え方で、これが条例だとか、この条例をどうするのだといふふうなことは、これは何と申しますか、きわめて危険なことがあり得ることが予想されますが、そのために知事の承認を得てつくる、改廃の場合も、し

ける。あるいは改廃をするのだ、こういうことではございせんか。その点が一つ、それからその場合に、知事の承認を得なければならぬといふこと、それについてひとつ御説明をしていただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 これは新しい村をつくつて、住民にはまだ村の選挙についての選挙権もないのだ、こういう場合でしようから、その場合に、職務執行者だけの考え方で、これが条例だとか、この条例をどうするのだといふふうなことは、これは何と申しますか、きわめて危険なことがあり得ることが予想されますが、そのために知事の承認を得てつくる、改廃の場合も、し

たがって同じだと、特に地方税の徴収なりあるいは分損金、使用料等の徴収の場合には、都道府県議会の同意を得なければならぬ、こういうことになっておるのでありますが、何かこれと同じような仕組みで、いま自治法のたてまえからいって、こういうようなことが村で行なわなければならないことで、条例等で、あるいはその改廃等で、知事の承認を得なければならぬというようなことは、ほかにありますか。

○政府委員(佐久間重君) 条例に關しましてそういう例はないと思います。

○鈴木壽君 したがって、これは特殊なケースになると思いますが、なるほど知事は、県下の市町村、そういうものを包括した意味での広い区域の長として、しかも県民から民主的な選挙によって選ばれた人である。こういうことから、さき言いましたように、職務執行者だけがかって、と言ふことは、それはちょっと悪いかもしれませんが、行なうこと、それが危険を予想されるとするならば、知事の段階において何かチェックするような——チェックということは、この場合はあたらな

いかと思ひますが——知事の承認を得るといふようなことも必要だということも考えられるわけでありますが、その前に、まだ選挙権を持っておられない村の選挙については関与できない人たちがあつたとしても、その住民の何らかの意思というものをここに表明させ得るような機会というものを考えるべきじゃないだろうか、こう思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(佐久間重君) おっしゃいます御趣旨は、私どもも同感でございます。督機關でもなければ、支配する何もの

す。ただ、實際問題といたしまして、先ほど申し上げましたように、できるだけ早い機会に選挙をいたそうという心組んでおりますので、制度的に、その前の段階におきまして住民の意思を反映するような機構を設けるといふことは考えていないのでございます。それまでの段階におきまして、どのような住民の居住の状況になりますか、さだかではございませんけれども、事實上この職務執行者がそういう問題をきめます場合に、各地域の人たちの意思をつかみまして案を立てていくというようなことを配慮いたしますことは、私どもといたしましては非常に望ましいことであると考へておるわけでございます。

○鈴木壽君 この条例の制定というのは、いわば地方議会、あるいは地方団体というふうな言つたらいいか、いずれその一つのいわば特権みたいなことが、こうですね、提案者がだれであれ、その議会において条例を定めるといふことになつてゐるのでありますから……それが自治法の九十六条の規定でございますね。ところが、この場合に、村はあるけれども議会がない、それでまあこうせざるを得ないという、こういうお考えだと思ひます。ただその場合に、制度的に住民の意思を聞くといふようなことについては考へておられないといふことなんです、非常に変わつて、いまままで考へられておる条例の制定権といひますか、そういうもの、あるいは地方自治法なり地方自治というもののにおいて考へられておる市町村と知事との關係、これは何も知事は市町村の監督機關でもなければ、支配する何もの

でもないわけなんです、たまたま区域において包括的な区域を、県が、あるいは知事が、その上でのそれを持つてゐるのだというだけの話で、地方団体としての、何といひますか、いふ言つた上下關係、上下の権力關係、監督關係、こういうものは、特定の仕事には場合によつてありますけれども、全般として、特に条例の問題等については、これはないと考へなければいけませんね。私はそれがいまのたてまえだと思ふのです。それが、くどいようでありますが、知事の承認を得なければならぬという、一足飛びに、そういうことについては、若干私は考へなきやいけないことだと思ふのです。したがって、何かこの住民から、住民の意思を聞く、表明させるといふ機会を何とか与へるべきじゃないだろうか。たとえば自治法の九十四条、九十五条にある議会にかゝる總會といふようなものを、この場合に考へられませんか。そしてそれをここで生かしてやるという、こういうことを考へるべきじゃないだろうかと思ふのですが、もちろん自治法の九十四条の總會というのは、きつめて人口、有権者の少ない地方団体の場合に設けられることを例とし、あるいはそれを目的としてそこに置かれてあるかもしれないが、とにかくこの總會の運用等についての一つの問題としては、こういう場合に議会にかゝるものとしての總會を置くことによつて、住民の意思をその場で聞く、表明させる、こういうことがなし得るのではないだろうか、こういうふうに思ふのですが、そういう点はいかがでございますか。

○政府委員(佐久間重君) お尋ねの前段の、府県と市町村の關係についての問題でございますが、この本条の場合の適切な他の例といふものは、先ほど申しましたようにございせんが、しかし、地方自治法で市町村が基礎的な地方公共団体、都道府県が市町村を包括する包括的な地方公共団体といふ考え方で、そういう都道府県の機能といたしまして、市町村の間の連絡調整あるいは市町村の能力の補完的な機能といふものを認めておるわけでございます。そこで、たとえば条例につきまして、市町村の条例に對しまして、都道府県がいわゆる統制条例をつくることのできるという規定がございしますが、これまただいま申しましたような都道府県の補完調整的な機能から出てくるものであろうと考へられるわけでございます。そういうような都道府県の機能がございしますので、このような場合にございまして、補完的に都道府県の機能がおきまして、地方自治法のたてまえから申しましても許されてしかるべきものではなからうかといふふうに考へて立案をいたしましたわけでございます。

な場合におきましては、むしろ、もう市町村總會が置けるような状態になれば、多少住民の数は少のうございしても、早く選挙をやらせるようにすべきじゃないか、かような考え方をいたしておるわけでございます。したがって、先生方の御心配になつております住民の意思の反映の方法としましては、私どもも実は立案の過程におきましていろいろ考へたのでございしますが、どうも制度的にこういう組織をつくつたらという案は、いふまでもありませんで、むしろ、それよりもできるだけ早く本来の選挙を行なわせるというようにすべきじゃないか、かといふ結論になつたわけでございます。

しかし、實際問題といたしましては、職務執行者が、都落ごにある程度の事実上住民の代表者といふようなものを選び、それらを通じていろいろ役場の事項を伝達するし、また、それに対する住民の要望も聴取するといふような運用を、実情に應じてなされていくことは、私は非常に望ましいことだ。ただ、まあ現実にはどのような村の形態になりますか、私どもまだそこまではつきりわかりませんが、それでどういふ運用を考へておるかといふところまでは、まだ詰めてございせんけれども、心持ちといたしましては、そのようになつておるわけでございます。

○鈴木壽君 前段の問題の条例の制定であります。都道府県が市町村の行政事務に關するものの場合、特別の定めのあるものを除いては条例で必要な規定を設けることができる、このことと、市町村が当然条例で定めること、これに對して法律あるいは県の

と、これに對して法律あるいは県の

行政事務に關係した条例、そういうものに違反しない限りは、これは市町村独自の権限としてそれはちゃんと私は保障されておると思うのです。また、されるべきだと思ふのです。たゞ、ええからして、逆に市町村の行政事務に關係する条例もつくれるのだから、市町村の条例を一切知事が承認しなければできないとか、拒否したり、同意を与えなかつたりすることがあるのだというには私ははなぬと思ふのです。がね、これはどうもやむを得ないというふうなこともあります。問題は、本質的には非常に大事な問題だと私は思ふのです。どうもうこういうふうに知事の承認がなければ——特殊の場合ですから、これはさつきも言ったように、やむを得ないじゃないかなとも思ふのですけれども、しかし考え方が、いま前段の問題についてあなたが、おっしゃったように、知事が当然このことと同意を与えたり与えなかつたりすることができると、知事の承認を得てしかるべきなんだというふうな考え方は、さつきも私申し上げましたように、確かに都道府県は市町村の行政事務に關する問題については条例でやる、そういう必要な事務についての全般的な広域的な地方団体という立場においてやり得ることであつて、しかし、下で——下というか、市町村が独自のそれによつてやる条例の制定権というものをチェックできるというふうなものではないと私は思ふのです。その点は私考え方として、ちよつとこれはそうあなたのおっしゃるようなことを、すなおに承認はできませんね。突進上これはどつちかチェックしなけ

ればならぬ。その場合に考えられることは、たまたま知事というふうなことは、私、必要上といひますか、そういうことから言へるにしても、当然なんだと、こういふことにはならぬと思ふのですが、その点どうでしょう。

○政府委員(佐久間) 私の説明が、ことが足りなくて恐縮でございますが、私ももちろん先生のおっしゃいますように、市町村の条例について都道府県知事が当然の権限としてそれをチェックする権能を保持しているのだというふうには思つておりません。本来に都道府県が上位にあつて、市町村を監督しているのだというふうなものでないことは仰せのとおりでございます。ただ、都道府県は市町村を包括する広域的な地方公共団体であり、別な言い方をすれば、その住民の意思が一部ではございますが、やはり代表されておる地方公共団体でございますから、本来の市町村の住民を代表する機関がございせん場合におきまして、便宜、これはほんとうの異例の特例といたしまして、その場合に都道府県の機関がある程度補完的にその代行的なことをするのだというふうなことは、これはまあやむを得ない措置としてあり得るのではないかと。都道府県というものが市町村をも包括した地方公共団体として、その性格からそのようないかににじみ出てくるというふうな考えられぬものだろうか、まあこのようないかにを申し上げたわけでございます。

○鈴木壽君 私はこの問題非常に大事な点じゃないだろうかと思つておつたんですが、したがつて、さつき私ちよつと提案めいたものを申し上げた總會と

いうようなものも、これは現在の自治法の規定なりあるいは実態上、總會の運営のしかたというものは、これは必ずしもはつきりしておらなくて、一体どういうふうな運営をすべきであるのか。たとえばそこに有権者が五十人とか三十人とかいふ場合にはとにかく、多数の人が、少なくとも数百人というふうな人が入つておるといふような場合の總會といふものを、一体どう持っていけばいいの、これは議會にかかわるものという規定があるだけに、なかなか持ち方がはつきりしていませんが、からむずかしい問題だと思ひますが、しかし、この場合にやはり考えられることは、何よりも、上の知事とか大臣とかいふことよりも、そこに住んでおる住民の意思が一番大事なものとして考えられなければならぬと思ふのです。そういうふうな意味で、私は、この場合、總會といふものの運営について、もっと検討してもらふことによつて——置くことによつて、總會にかける、こういうふうなやり方、場合によつては總會が、じゃこの問題についてはひとつ知事のほうに、制定のことにしようじゃないか、こういうふうな總會の決定でも私はいいのじゃないかと思ふのです。そういう場合もあり得るのじゃないかと思ふのです。いずれにしても、何か住民の意思といふものをそこに反映をさせる、そういうものを考えるべきであつて、それを全然無視して、いきなり県の知事とかあるいは県議會があるといふふうな考え方は、これはちよつと私はどうも筋としてはおかしいのじゃないだろうか、こう思ふのです。それはあなたのおっしゃるよ

うに、早く選挙をすればいいのだという——それはもちろんさつきもお尋ねしたように、できるだけ早い機会に、こういう変則的なことは一日も早くやめるべきで、こういう制限された形で、自治体の、あるいは住民の権利といひますか、そういうものを制限した形に長く置くべきじゃないのですから、これは一日も早く、そのかわりに職務執行者の任期二年やたら、すぐやるべきじゃないだろうかと思ふのです。ですから、そういう意味では、選挙の日を指定する自治大臣の指定といふものを一日も早くする。四十二年度中といふふうなことは言わないで、四十二年早々に、四十一年度にもう入つていまして、あるいは訓練とかなんとかいふ名目で、実際の自分の營業關係はまだそこまでいかないかというしぬけれども、将来永住するといふことでも、もう人が入つておるのですから、そういうことのために四十二年当初において私はやや早くやることはいいいのじゃないだろうかといふふうに思ふので、その点ではあなたのおっしゃるとおり認めますけれども、できるだけやはりこういう問題、自治といふもの、あるいはその精神によつて規定されているというふうなもの、できるだけ生かしていくという、こういう考え方でいくべきだといふふうに思ひますので、以上申し上げたわけなんです。まああと質問でなくなつてきましたからどうも……。

ただ最後にもう一つ。自治大臣の選挙の日を指定すること、これはいまちよつと触れたように、四十二年度中にはどうも私もこれ見ただけでは心配な点がある、この書いたものを。またいいじゃないか、まだこれは実際の仕事もしていないじゃないかというふうな、そういうふうなことでするようになったら、私は、さつきから申し上げたような趣旨から困ると思ふのですが、その点、もう一度これは大臣から私は後日あらためてはつきりさしていただきたいと思います。この点をも局長、きよりの段階では、この点をも一度、私どもが持つような心配がないかどうか、その点をひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(佐久間) 先刻申し上げましたように、入植が始まります四十二年度中にできるだけ早く指定をいたしたいという考え方でございまして、その入植の状況を見ましまして、可能な限り早くという考え方でおりまして、先生御心配のようになさるべくあつて、先づさういふようなことは、毛頭考へておりません。

○鈴木壽君 きよりの程度にしまして、あとでいまお聞きしたような、局長からお答えいただいたようなことで、これは大事な問題でございますので、大臣に見解をお尋ねする機会を与えていただくことをひとつお願いをして、きよりの程度にいたします。

○委員長(竹中恒夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中恒夫君) 速記を起こして。本案についての本日の審査はこの程度にいたしたいと思ひます。次回五月の十二日午前十時開会の予定でございます。本日はこれにて散会いたします。午後零時七分散会

五月一日日本委員会に左の案件を付託された。

理由

一、地方公営企業等の財源増強措置に関する請願(第一九四号)

一、公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願(第二〇一六号)(第二〇三七号)(第二〇九五号)(第二二〇号)

一、公衆浴場営業用下水道料金等減免に関する請願(第二〇一七号)(第二二〇三八号)(第二〇九六号)(第二二二二号)

一、深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(第二〇一九号)

一、地方税(住民税)改正に伴う地方財政確立に関する請願(第二二一九号)

第一九四号 昭和三十九年四月十七日受理

地方公営企業等の財源増強措置に関する請願

請願者 北海道議会議長 岩本政一

紹介議員 西田 信一君

地方公営企業及び準公営企業の経営基盤を確立し、住民の福祉向上と財政の健全な運営を確保するため、次の財源増強措置を講ぜられるよう要望するとの請願。

一、地方債償還年限の延長と利率の引き下げ。

二、地方債ワクの拡大。

三、再建資金の融通とその利子補給。

四、行政目的経費の地方交付税への算入。

北海道の市町村の経営する病院、水道、交通等の公営企業及び準公営企業の財政は、逐年悪化し、昭和三十七年度末決算においては三百八十五施設のうち赤字決算を余儀なくされたもの百二十一施設で、その赤字額は十五億二百万円に達し、しかも職員の給与改定、あるいは物価の値上がり等により、経営費用が増大している反面、公共料金の抑制措置により料金等がすべり減らされているため、赤字額はいよいよ増大するものと推算され、市町村の行財政に重大なる影響を及ぼしている。

第二〇一六号 昭和三十九年四月十七日受理

公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京都公衆浴場商業協同組合内 谷久次郎

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二〇三七号 昭和三十九年四月二十日受理

公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願

請願者 長崎市西浜町一〇長崎県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 伊藤政蔵

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二〇三八号 昭和三十九年四月二十日受理

公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願

請願者 山梨県甲府市三日町山梨県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 小野熊平

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二二二〇号 昭和三十九年四月十二日受理

公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願

請願者 北海道小樽市真栄町三北海道公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 前野留治郎

紹介議員 井川 伊平君

公衆浴場営業用下水道料金等減免に関する請願

請願者 長崎市西浜町一〇長崎県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 伊藤政蔵

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二〇九六号 昭和三十九年四月十二日受理

公衆浴場営業用下水道料金等減免に関する請願

請願者 山梨県甲府市三日町山梨県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 小野熊平

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二二二二号 昭和三十九年四月十二日受理

公衆浴場営業用下水道料金等減免に関する請願

請願者 北海道小樽市真栄町三北海道公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 前野留治郎

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二〇一九号 昭和三十九年四月十八日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(二通)

請願者 岩手県宮古市鴨崎一ノ荒川幸子外一名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第二二一九号 昭和三十九年四月十二日受理

地方税(住民税)改正に伴う地方財政確立に関する請願

請願者 福島市議会議長 斎藤義美

紹介議員 石原幹市郎君

住民税の軽減を目的とした地方税法の改正と同時に、抜本的な施策として、地方交付税の増額あるいは財源の地方移譲等の措置をすみやかに講ぜられたとの請願。

理由

地方税法改正案は、住民税の但書方式を昭和四十年までの二年間、地方税法第三百四十四条の三による本文方式に統一しようとするものであり、この施策は長い間地方住民が希求していたもので当を得た措置であるが、これが実施されると地方自治体にもたらす影響は大きなものがあり、市町村税収入は大幅に後退し、地方財政は極度に悪化の方向をたどることは必定で、住民の利益と福祉を向上させる行政を進めるのに重大な事態を招くことになる。本改正とともに裏付となる財政措置として、減収補てん分を起債に肩代わりすることであるが、これだけでは地方財政の確立はできない。福島市では、住民税の軽減による減収分が多額にのぼるので、市財政にもたらす影響は深刻なものになる。

昭和三十九年五月十三日印刷

昭和三十九年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局